

**令和 6 年度
岩手県看護職員県内就業推進事業**

業務仕様書

**令和 6 年 11 月
岩手県**

令和6年度岩手県看護職員県内就業推進事業に係る業務仕様書

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する令和6年度岩手県看護職員県内就業推進業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の企画提案書等の作成に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

岩手県では、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員の養成、県内定着、復職を希望する看護職員の再就業支援、看護職員の資質向上など総合的な事業に取り組んできたところである。

これらの取組により、看護職員数は着実に増加しているものの、岩手県保健医療計画（2024-2029）、いわて県民計画 2019-2028 第2期アクションプランにより目標とした令和11年度の看護職員数（実人員）19,000人、令和8年に卒業する県内看護養成施設の卒業生の県内就業率70%の達成には更なる取組の強化が必要である。

本事業は、県内外の看護師等学校養成所の学生等へ看護職として岩手県で働く魅力を伝え、県内就業の更なる促進、いわて県民計画の目標達成を図ることを目的とし実施するものである。

(2) 業務件名及び数量

岩手県看護職員県内就業推進業務 一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) その他

本事業の実施にあたっては、いわて県民計画（2019～2028）の理念である「幸福を守り育てる」、第2期岩手県ふるさと振興総合戦略の三本柱である「岩手で働く、岩手で育てる、岩手で暮らす」などの取組との整合性を考慮すること。

2 事業内容

(1) 県内就職推進イベントの開催

看護職として岩手県で働く魅力を伝え、県内就業に向けた意識の醸成を図るイベントを開催する。

ア 対象者

県内外の看護師等学校養成所の学生 600名程度

※ ただし、既卒者及び転職希望者等の参加を妨げない

イ 開催場所

岩手県内

ウ 開催回数

1回以上

エ 出展者（参加施設）

県内医療機関等 40か所程度

オ 実施内容

- ① イベント全体の企画、運営等（会場確保、設営等を含む）
 - ・ 出展者の個別ブースの設置
 - ・ イベント中における岩手県看護職員修学資金にかかる制度説明会の企画、運営
 - ・ 助産師、保健師、看護師、訪問看護師の確保・定着に向けたコーナーの企画、運営
- ② 出展者の募集及び調整
- ③ 参加対象者への周知
 - ・ ホームページで周知の際は、県で作成したホームページを活用することができる。

（2） インターンシップ、病院見学への参加促進

看護学生の就業先の決定に大きな影響を与えるインターンシップや病院見学への参加を促進する。

ア 対象者

県内外の看護師等学校養成所の学生等

イ 開催場所

岩手県内の医療機関

ウ 開催回数等

1回以上

エ 実施内容

- ① 実施内容の企画、運営等
 - ・ 医療機関等が実施しているインターンシップや病院見学に係る情報収集及び情報提供
 - ・ 看護学生がインターンシップや病院見学に積極的に参加するような工夫
- ② 県内外の看護学生へ周知（県内看護師等養成所と連携）
 - ・ ホームページで周知の際は、県で作成したホームページを活用することができる。

（3） 情報発信

看護職として岩手県で働く魅力を県内外へ広く伝え、岩手県での就業を呼びかける。

ア 対象者

県内外の看護学生等

イ 実施内容

テレビCM、Web、SNS、YouTube等による広報の実施

（4） 受託者の提案による取組

上記のほか、予算の範囲内において、更なる県内就業の推進のために有効と考えられる取組のうち実施可能なものについて、自由な発想で提案すること。

3 契約に関する条件等

（1） 再委託について

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

(2) 個人情報の取扱いについて

- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受託業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。
- ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

(3) ロゴマーク及びキャッチフレーズの活用

下記のロゴマーク及びキャッチフレーズを活用すること。



あなたの看護、活かせる場所がココにある。